

土浦市教育委員会告示第 1 1 号

土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 上大津地区小学校の適正な配置について検討するため、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果について教育委員会に提言する。

- (1) 上大津地区小学校の適正な配置に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（次条及び第 6 条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上大津地区小中学校の保護者の代表者
- (3) 上大津地区小中学校の代表者
- (4) 上大津地区における地域の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による提言を教育委員会に行った日までとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 3 号に掲げる委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第4条第1項の規定により委員の任期が終了した日に、その効力を失う。